第 3 5 回

千葉県屋外広告物審議会

議 事 録

日 時 平成25年3月8日(金)

午後2時から午後2時33分

場 所 千葉県教育会館 新館5階 501会議室

第35回千葉県屋外広告物審議会議事録

- 1 日 時 平成25年3月8日(金)午後2時から午後2時33分
- 2 場 所 千葉県教育会館 新館5階 501会議室
- 3 出席者
- (1)審議会委員 8名(委員総数9名)

 щ	,,,,	• • • •		12 11 2
	氏	名		摘 要
根	上	彰	生	日本大学教授(理工学部)
篠	原	聡	子	日本女子大学教授(家政学部)
伊	藤	香	織	東京理科大学准教授(理工学部)
沼	澤	説	子	千葉県消費者団体連絡協議会(会計)
椿			浩	東日本旅客鉄道株式会社(千葉支社長)
鎗	田	光	明	千葉広告協会 (事務局長)
小	松		洋	千葉県屋外広告美術協同組合(理事長)
西	村	政	洋	関東地方整備局(千葉国道事務所長)

(2) 事務局

【県土整備部都市整備局】

田中都市整備局長

(公園緑地課)

小杉公園緑地課長、井上副課長、髙田副課長、望月景観づくり推進室長、 石井副主幹、高橋主査、菊池主査、中野主査

(3) 傍聴者 な し

4 議 案

議案第1号	首都圏中央連絡自動車道の一部区間における禁止	原案可決
	地域等の指定について (諮問)	

5 議事の記録

1 開 会

司 会 ただ今から、第35回「千葉県屋外広告物審議会」を開催いたします。 本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、お手元の配布資料の確認をさせていただきます。

本日、委員の皆様に配付させていただいております資料は、「会議資料一覧」に記載のとおりでございます。

- ①会議次第
- ②千葉県屋外広告物審議会委員名簿
- ③会場図
- ④議案一覧表
- ⑤議案及び議案関連資料 (案内図、位置図1・2)
- ⑥千葉県行政組織条例(抜粋)
- ⑦千葉県屋外広告物審議会運営要綱
- ⑧千葉県屋外広告物審議会に係る非公開案件の基準
- ⑨千葉県屋外広告物審議会傍聴要領
- ⑩千葉県屋外広告物条例(抜粋)
- ⑪屋外広告物のしおり
- (12)圏央道 (パンフレット 2部)

以上でございます。

資料は全てお揃いでしょうか。

2 委員紹介

司 会 それでは初めに、委員の改選後、最初の審議会の開催となりますので、委 員の皆様の御紹介をさせていただきます。

お手元にお配りしております委員名簿の順に、御紹介させていただきますので、お名前をお呼びいたしましたら御起立くださるようお願いいたします。

根上 彰生 様 日本大学理工学部教授 日本女子大学家政学部教授 篠原 聡子 様 東京理科大学理工学部准教授 伊藤 香織 様 千葉県消費者団体連絡協議会会計 沼澤 説子 様 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長 椿 浩様 千葉広告協会事務局長 鎗田 光明 様 千葉県屋外広告美術協同組合理事長 小松 洋様 関東地方整備局千葉国道事務所長 西村 政洋 様 千葉県警察本部生活安全部長 修様 新田 なお、新田委員におかれましては、本日所用により、欠席されております。

以上の皆様でございます。

御協力ありがとうございました。

3 挨 拶

司 会 ここで、会議の開催にあたりまして、田中都市整備局長から、御挨拶を申 し上げます。

田中局長都市整備局長の田中でございます。

審議会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃より本県行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り 厚く御礼申し上げます。

また、本日は御多忙の中、本審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて千葉県では、市町村とも連携し、長年、良好な景観の形成に取り組んでいるところでございますが、平成20年には「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」を施行し、貴重な地域の財産である良好な景観を守り育てていくという理念のもとに、景観行政の推進に取り組んでいるところでございます。

中でも屋外広告物につきましては、公衆に対する危害を防止するとともに、 良好な景観を形成する重要な要素であることから、引き続き景観行政と連携 しながら屋外広告物行政の推進を図ってまいりたいと考えております。

本日、ご審議いただきます議案は、平成25年4月27日に開通予定の 首都圏中央連絡自動車道に係る屋外広告物の規制誘導についてでござい ます。

本義案につきましては昨年度より地元市町村や関係機関との協議のほか、 パブリックコメント等を経て、禁止地域等の指定について、本日、諮問を させていただいたところでございます。

後ほど、事務局から詳細な説明をさせていただきますので、委員の皆様の 御意見を賜りたいと存じます。

今後とも、県民や関係団体の方々とも連携して、美しく魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御指導の程よろしくお願い申し上げます。

4 事務局職員紹介

司 会 続きまして、当審議会の事務局であります県の職員を御紹介いたします。 都市整備局長の田中でございます。

公園緑地課長の小杉でございます。

公園緑地課副課長の髙田でございます。

公園緑地課景観づくり推進室長の望月でございます。

申し遅れましたが、私は、本日の司会進行を務めさせていただいております、同じく公園緑地課副課長の井上と申します。

以上、事務局職員でございます。

5 協議事項

司 会 それでは、会議次第に沿いまして「5協議事項」に移らせていただきます。 千葉県行政組織条例第32条第1項の規定により、審議会の「会議につい ては、会長が会議の議長になる」旨が定められております。本来ですとここ からは会長が議長となり運営することとなっております。

しかし、今回は委員改選後、初めての会議の開催ということで、会長が決まっておりません。

会長が決定するまでの間、公園緑地課長の小杉が仮議長となって進めさせていただきたいと存じますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

司 会 ありがとうございます。では小杉課長お願いいたします。

(小杉課長 議長席に移動)

仮議長 公園緑地課長の小杉でございます。

議事の進行につきましては、委員の皆様方の御協力をお願いいたします。

(1) 定足数の報告

仮議長
それでは、まず、定足数の御報告をさせていただきます。

千葉県行政組織条例第32条第2項の規定により、審議会の「会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない」とされております。

本日、委員総数9名のうち、出席委員数は半数を超える8名の方が出席されておりますので、本日の会議は、成立しておりますことを御報告させていただきます。

(2)会長選任

仮議長 続きまして、「会長の選任」に移らせていただきます。

千葉県行政組織条例第30条第1項の規定により「会長は、委員の互選によってこれを定める」とされております。

そこで、会長の選任につきまして委員の皆様にお諮りいたします。 いかがでしょうか。

小松委員 根上委員に会長をお願いしてみてはいかがでしょうか。

根上委員におかれましては船橋市において屋外広告物審議会の会長を務められております。また、都市デザインや都市景観をご専門に研究されていらっしゃるので適任かと思います。

仮議長 ただ今、根上委員に会長をお願いしたいとの御発言がございましたが、 他の委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

仮議長 それでは、御異議がないようですので、根上委員を当審議会の会長に選任 させていただきます。

では、この後の運営につきましては、根上会長にお願いすることといたします。

御協力、ありがとうございました。

それでは、根上会長よろしくお願いいたします。

(根上会長 議長席に移動)

根上会長 会長に御指名をいただきました根上でございます。

僭越ではございますが会長をお引き受けさせていただきます。

本日は1件の議題が用意されております。

美しい景観の形成と安全の確保という屋外広告物法の趣旨に沿って、円滑な審議を心がけていきたいと思いますので、委員の皆様方には御協力をお願い申し上げます。

それでは早速ですが、議長を務めさせていただき、次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

千葉県行政組織条例第30条第4項の規定により「副会長が置かれていない附属機関にあっては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。」とされております。

そこで、会長の職務代理者を定めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

根上会長 それでは、会長の職務代理者として篠原委員を指名させていただきたいと 思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

根上会長それでは、篠原委員よろしくお願いいたします。

(3)議事録署名人の指名

根上会長次に、議事録署名人の指名に移らせていただきます。

この議事録署名人につきましては、運営要綱第5条により、会長が2名を 指名することになっています。

今回は椿委員と鎗田委員にお願いいたします。

(4)会議の非公開について

根上会長 次に、会議の非公開について協議いたします。 事務局いかがですか。

事務局 事務局で本日の会議資料につきまして、事前に精査いたしましたところ、 個人情報等の非公開事由に該当する部分はございませんでした。

根上会長 非公開とする部分はないということですので、全て公開ということにさせていただきますが、委員の皆様方よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

根上会長では、本日の会議の内容は全て、公開とさせていただきます。

傍聴を希望する方はいらっしゃいますか。

事務局 本日は、傍聴者はおられません。

根上会長報道関係の方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局 おられません。

6 議 事

根上会長それでは、議事に移らせていただきます。

本日御審議いただく議案は1件です。

第1号議案 首都圏中央連絡自動車道沿道の規制について、事務局に説明を求めたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

根上会長それでは、事務局よろしくお願いいたします。

事務局 それでは御説明申し上げます。

まず、首都圏中央連絡自動車道いわゆる圏央道の状況について説明します。 お手元にもパンフレットをお配りしておりますので参考までに御覧下 さい。

圏央道は、都心から半径40kmから60kmの位置に計画され、神奈川県・東京都・埼玉県・茨城県・千葉県の1都4県を連絡する、総延長約300kmの自動車専用道路です。

このうち、千葉県内区間の延長は、全体の約3割にあたる約95kmとなっております。

千葉県内の圏央道の状況について御説明いたします。

県内は5つの工区に分けられて事業が進められてきております。

1 工区の茨城県境から大栄間、10.7 kmについては、ほぼ全線で工事が進められております。

続いて、2工区の大栄から松尾横芝間、18.5kmについては道路設計 実施中であり、設計・用地説明会が昨年秋からスタートしたとのことです。

3工区の松尾横芝から東金間15.7kmについては、平成10年に千葉東金道路として開通しております。

4工区及び5工区のうち今回の議題の対象となっている東金ジャンクションから木更津東インターチェンジ間42.9kmについては、4月27日に開通することが先日、記者発表されたところです。

各インターチェンジ付近の状況については、スクリーンをご覧下さい。 北から順に東金ジャンクション、茂原北インターチェンジ、茂原長南イン ターチェンジ、市原鶴舞インターチェンジでございます。

それでは、議案について説明いたします。議案書を併せてご覧下さい。

今回の議案は、千葉県屋外広告物条例第4条第7号の規定による、圏央道 沿道に係る禁止地域等の指定についてです。

指定の内容については、千葉東金道路に接続する東金ジャンクションから 木更津東インターチェンジまで42.9kmの区間の両側の路端から側方へ 100m以内の区域で道路から展望できる区域を新たに禁止地域に指定す るものです。

なお、高速自動車国道や自動車専用道路の路面部分は、千葉県屋外広告物条例第4条第6号の規定により、道路の供用開始と同時に禁止地域となりますが、沿道区域については本議案のように、必要に応じて知事が指定することとなります。

スクリーンでは現在における首都圏中央連絡自動車道周辺の屋外広告物の規制状況を示しております。

青の実線で示されている区間は今回の議案の対象となっている区間を示しております。その区間の前後となる圏央道の木更津ジャンクションから木更津東インターチェンジ、千葉東金道路、さらには東京湾アクアライン、東京湾アクアライン連絡道、館山自動車道、東金九十九里道路についても、同様に路端から100m以内の区域で道路から展望できる区域を禁止地域としております。

これまでの経過について申し上げます。

平成23年度夏頃から関係市町との会議や調整作業、国や圏央道の管理者であるNEXCOへの事前説明を行い、さらに平成24年に入り最終確認作業として、関係市町との会議、各関係機関への文書での意見照会を経て、パブリックコメントを実施いたしました。

パブリックコメントについては、平成24年2月23日から1ヶ月間意見 募集いたしました。

意見については特になかったことを報告させていただきます。

議案の説明に関しましては以上でございます。

根上会長 ただいま、第1号議案についての説明がありましたが、御意見、御質問等 ありましたらお願いいたします。

篠原委員 パブリックコメントについては特に意見がなかったということですが、パブリックコメントの募集の方法というのはどのようなものでしょうか。皆さ

んがアクセスしやすく意見が言いやすい状況でされているのか、参考までに お聞きしたいのですが。

- 事務局 まずホームページで公開をいたしまして、さらには各市町村、県土木事務 所、県民の窓口となる出先機関の地域振興事務所に文書を配布いたしまして、 多くの県民の方が触れられることが出来る状態で意見募集をさせていただ きました。
- 根上会長 県民に対する周知は十分に行われたということですね。おそらく内容として反対するようなものではないということで意見がなかったと理解したいと思います。

それでは、他にいかがでしょうか。

伊藤委員 千葉市については政令指定都市ということで範囲から除かれているので すが、今回はおそらくないと思われますが、千葉市だけ別の方針で指定をし てしまう可能性も否定はできないと思います。その場合の協議や仕組みなど はどうなっているのでしょうか。

事務局 千葉市とは事前に調整をしながら進めてまいりました。

伊藤委員 一般に事前調整というプロセスを踏むということでしょうか。

事務局 そのようにしております。また、告示についても調整しております。

根上会長 現在の調整の状況についてはどのようになっているのでしょうか。

事務局 事前に千葉市と打合せを行い、圏央道の開通に合わせて告示することを申し合わせております。

根上会長 千葉市でも同様に進んでいるということですね。 他にはいかがでしょうか。

西村委員 圏央道については将来4車線が計画されている中で、現在のところでは2 車線の供用ということになっております。この場合、路面がありその他に法 面などを含めた道路の区域があります。将来の4車線化を予定している箇所 も道路の区域に含んでおります。

> この「路端から側方へ100m」という意味は、暫定2車線で供用しているときは今の2車線の路端から100mなのか、それとも全部を含めた道路 区域端から100mなのでしょうか。もし前者であれば、将来4車線化した 場合にはその範囲が広がるという理解でよろしいのでしょうか。

事務局 路肩と呼ばれる帯状の部分の端部から道路の線に直行して線を引いた 100m以内の範囲となっておりまして、4車線化後は幅が広がった状態で の路肩から100mということになります。

根上会長その場合は改めて審議会に諮問することになるのでしょうか。

事務局 路端から100mという表現で告示を行うので、自動的に路肩から100mということになり、4車線化されたとしても審議会の開催はありません。根上会長 他にはいかがでしょうか。

それでは御質問等、出尽くしたようですので、これで採決を行います。 採決の方法については、挙手でお願いいたします。

では、第1号議案を原案どおり可決することに「賛成」の委員は挙手をお願いいたします。

(举手確認)

根上会長 全員賛成ですので、第1号議案は千葉県行政組織条例第32条第3項の規定により、原案どおり可決することに決定させていただきます。

それでは、本日の議案につきましては、異議なしということで答申いたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございました。それでは知事に答申させていただきます。 以上をもちまして議事を終了いたします。

司 会 根上会長、委員の皆様、お疲れ様でございました。

7 その他

司 会 事務局からその他として何かありますでしょうか。

事務局 今後のスケジュールについて御説明申し上げます。

本日の審議会の結果受け、答申をいただいた後、県報による告示を行い、 1ヶ月程度の周知期間を確保した上で、道路の供用開始と同時に禁止地域と して施行したいと考えております。

以上でございます。

司 会 何か御質問等はございますでしょうか。

西村委員 禁止地域指定前にかけこみで広告物の設置などは行われてしまうのでしょうか。

事務局 事前に現地調査をしたところ、かけこみで設置された物件はございません。 すでに供用されている国道や県道においては、100m以内の区域に2件あったという調査結果となっております。

8 閉 会

司 会 それでは、これをもちまして、「第35回千葉県屋外広告物審議会」を閉 会いたします。委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。